



環境対策課よりお知らせです!!



9月20日から26日は
動物愛護週間です!

動物の愛護および管理に関する法律では、国民の間に広く命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めていただくため、動物愛護週間を設けています。

ペットは飼い主に心の安らぎを与えてくれますが、不適切な飼い方をすれば、ペット自身の健康を損ねるだけでなく、家族や近隣の方々の迷惑になります。

動物の生態、習性などを理解し、愛情と責任を持って終生飼いましょう。

✿犬の登録と狂犬病予防注射を!

狂犬病の発生予防、まん延防止、撲滅を目的として、生後91日以上(3ヶ月)の犬は生涯1回の登録、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。また、登録して交付される鑑札と予防注射済票は首輪などにつけましょう。



▲鑑札

▲予防注射済票

✿身元の表示を!

迷子になり飼い主のもとへ戻ることができない動物も少なくありません。犬に鑑札と予防注射済票を付けるのは狂犬病予防法で定められた飼い主の義務ですが、そのほかに迷子札など「飼い主の氏名」と「連絡先」が分かるものをつけてあげましょう。また、猫やそのほかの動物にも同様に迷子札などをつけてあげましょう。



▲迷子札

✿猫は室内で飼いましょう!

猫を外で飼うと他人の庭での排泄行為などにより近隣への迷惑をかけるばかりでなく、交通事故や感染症など猫への危険もあります。なるべく室内で飼い、子猫を望まない、生まれてくる子猫すべてに飼い主を見つけることができないのであれば避妊・去勢手術をしましょう。



✿最後まで愛情・責任をもって飼いましょう!

捕獲、抑留されたいくつかの犬や猫については、譲渡会や動物保護団体などによって新しい飼い主が見つかりますが、それでもまだ多くの犬や猫が殺処分されているのが現状です。飼い主も、これから飼い主になる方も飼い方のマナーを守りペットがその命を終えるまで適切に飼養しましょう。



ごみの出し方が変わりました!



寝具類・カーテン⇒粗大ごみ

○布団・毛布・シーツ・カーテン等について、指定袋に入れば「燃やすごみ」、50cm未満に切れば「燃やすごみ」と案内していましたが、処理場で機械に絡まり停止してしまう状況があるため、平成31年2月改定のパンフレットより「粗大ごみ」に変更案内しております。粗大ごみの申込みをお願いします。
受付TEL(098)-893-4140(平日8:30~17:00)

寝具類

- カーテン
- カーペット
- じゅうたん
- 布団
- 毛布類



*布団等の寝具類は工場の機械にからまり、故障の原因となる為、燃やすごみでは出せません。



*45リットルより大きい袋では回収されません。

草木⇒45リットル以下の透明袋

○草木を入れる袋は、当初から指定袋(大)程度、または、45リットル以下の大きさとなっております。束は1m程度の持てる重さでお願いします。袋と束は合わせて6点まで出せます。袋の大きさにご注意ください。



乾電池⇒有害ごみ

○アルカリ・マンガン電池は、これまで「燃やすないごみ」で回収しておりましたが、処理場にて火災を引き起こす可能性がありますので、「有害ごみ」に変更しております。また、他にもガスライターや蛍光管は「有害ごみ」となっており、バッテリーやボタン型電池・充電式電池は市では収集できませんで、適正に処理されるよう案内しております。

*ごみ処理場への搬入が出来なくなる為の変更ですので、市民の皆さんには不便をおかけしますが、引き続きご協力お願いいたします。



*ボタン型電池・充電式電池はリサイクル協力店のリサイクルボックスへ